

青梅市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 20 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅市国民健康保険事業における財政の安定化を図るため、国民健康保険税の税率等を改定するほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

青梅市国民健康保険税条例（平成 10 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）および介護保険法（平成 9 年法律第

123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、同条第3項中「第1項」の次に「第2号」を加え、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加え、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第3条第1項中「100分の5.35」を「100分の5.60」に改める。

第4条中「26,300円」を「27,300円」に改める。

第5条中「100分の1.70」を「100分の1.80」に改める。

第6条中「8,900円」を「9,600円」に改める。

第7条中「100分の1.55」を「100分の1.65」に改める。

第8条中「9,300円」を「9,800円」に改める。

第12条第2項中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

第20条第1号ア中「18,410円」を「19,110円」に改め、同号イ中「6,230円」を「6,720円」に改め、同号ウ中「6,510円」を「6,860円」に改め、同条第2号ア中「13,150円」を「13,650円」に改め、同号イ中「4,450円」を「4,800円」に改め、同号ウ中「4,650円」を

「4, 900円」に改め、同条第3号ア中「5, 260円」を「5, 460円」に改め、同号イ中「1, 780円」を「1, 920円」に改め、同号ウ中「1, 860円」を「1, 960円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の青梅市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

青梅市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

青梅市国民健康保険事業における財政の安定化を図るため、国民健康保険税の税率等を改定するほか、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 国民健康保険税の税率等について、次の改定を行う。

区 分		改定後	現 行	増 減
基礎課税分	所得割額の税率 (第3条関係)	5.60%	5.35%	0.25ポイント
	被保険者均等割額 (第4条関係)	27,300円	26,300円	1,000円
後期高齢者 支援金等課 税分	所得割額の税率 (第5条関係)	1.80%	1.70%	0.10ポイント
	被保険者均等割額 (第6条関係)	9,600円	8,900円	700円
介護納付金 課税分	所得割額の税率 (第7条関係)	1.65%	1.55%	0.10ポイント
	被保険者均等割額 (第8条関係)	9,800円	9,300円	500円

(2) 低所得世帯にかかる国民健康保険税（被保険者均等割額分）の減額の規定について、前記(1)に合わせた額の改定を行う。(第20条関係)

区 分		改定後	現 行	増 減
7割 減額	基礎課税分	19,110円	18,410円	700円
	後期高齢者支援金等課税分	6,720円	6,230円	490円
	介護納付金課税分	6,860円	6,510円	350円
5割 減額	基礎課税分	13,650円	13,150円	500円
	後期高齢者支援金等課税分	4,800円	4,450円	350円
	介護納付金課税分	4,900円	4,650円	250円
2割 減額	基礎課税分	5,460円	5,260円	200円
	後期高齢者支援金等課税分	1,920円	1,780円	140円
	介護納付金課税分	1,960円	1,860円	100円

(3) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成30年4月1日

(2) 経過措置

改正後の条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

青梅市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市国民健康保険税条例（平成10年条例第35号）

改正後	現行	備考
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）および介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）および介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）および後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）ならびに当該世帯主および当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p>	

險税の課税額をいう。以下同じ。)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者_____である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

（国民健康保険の被保険者にかかる所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得にかかる地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の5.60を乗じて算定する。

2 略

（国民健康保険の被保険者にかかる被保険者均等割額）

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について27,300円とする。

（国民健康保険の被保険者にかかる後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分

2 前項_____の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項_____の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項_____の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

（国民健康保険の被保険者にかかる所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得にかかる地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の5.35を乗じて算定する。

2 略

（国民健康保険の被保険者にかかる被保険者均等割額）

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について26,300円とする。

（国民健康保険の被保険者にかかる後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分

を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯にかかる納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者にかかる被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 19,110円

イ 国民健康保険の被保険者にかかる後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,720円

ウ 介護納付金課税被保険者にかかる被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,860円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者および特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯にかかる納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者にかかる被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 13,650円

イ 国民健康保険の被保険者にかかる後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,800円

ウ 介護納付金課税被保険者にかかる被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,900円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯にかかる納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者にかかる被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,460円

を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯にかかる納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者にかかる被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 18,410円

イ 国民健康保険の被保険者にかかる後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,230円

ウ 介護納付金課税被保険者にかかる被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,510円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者および特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯にかかる納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者にかかる被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 13,150円

イ 国民健康保険の被保険者にかかる後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,450円

ウ 介護納付金課税被保険者にかかる被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,650円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯にかかる納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者にかかる被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,260円

<p>イ 国民健康保険の被保険者にかかる後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,920円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者にかかる被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,960円</u></p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者にかかる後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,780円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者にかかる被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,860円</u></p>	
---	---	--

<p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の青梅市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p>		
---	--	--

議案第97号「青梅市国民健康保険税条例の一部を改正する
条例」に対する修正案

議案第97号「青梅市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の一部を次のとおり修正する。

第3条第1項中「100分の5.60」を「100分の5.70」に改める。

第4条中「27,300円」を「26,600円」に改める。

第20条第1号ア中「19,110円」を「18,620円」に改め、第2号ア中「13,650円」を「13,300円」に改め、第3号ア中「5,460円」を「5,320円」に改める。

《参考》

国民健康保険税の基礎課税分

区 分	修正案	改定案	修正案と改定案との増減	現 行	改定案と現行との増減
所得割額の税率 (第3条関係)	5.70%	5.60%	0.10%	5.35%	0.25ポイント
被保険者均等割額 (第4条関係)	26,600円	27,300円	▲700円	26,300円	1,000円

低所得世帯にかかる国民健康保険税の規定の7割減額

基礎課税分	18,620円	19,110円	▲490円	18,410円	700円
-------	---------	---------	-------	---------	------

低所得世帯にかかる国民健康保険税の規定の5割減額

基礎課税分	13,300円	13,650円	▲350円	13,150円	500円
-------	---------	---------	-------	---------	------

低所得世帯にかかる国民健康保険税の規定の2割減額

基礎課税分	5,320円	5,460円	▲140円	5,260円	200円
-------	--------	--------	-------	--------	------